



長野県報

3月31日(木)
平成28年
(2016年)
号外

目次

規則

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程（企業局）	1
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	3
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	4

告示

職員の任用に関する細則の一部改正（人事委員会事務局）	4
職員の任用に関する細則の一部改正の一部改正（人事委員会事務局）	6

訓令

財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正（人事課）	7
職に関する任免の一部改正（人事課）	7
兼務に関する規程の一部改正（人事課）	7
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課コンプライアンス推進室）	8
職員の勤務成績評定に関する規程の一部改正（教育政策課）	9

規則

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成28年3月31日

長野県公営企業管理者 小林利弘

長野県公営企業管理規程第3号

長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第1号のウ及びエ並びに第2項第1号のウ及びエ並びに第25条第2項第3号中「特殊文書等収配カード」を「特殊文書等収配簿」に改める。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号)(第21条、第25条関係)

(本庁用)

特殊文書等収配簿

No. 年月日							取扱者印		
受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主管課 主務課名	受領者印	配布時刻	備考

- (備考) 1 「速達」欄は、速達の場合に○印を記入すること。
 2 「種別」欄は、書留、特定記録等の別を記入すること。
 3 「受信者」欄は、知事、課長等の別を記入すること。
 4 金券の場合には、金券番号又は金額を「備考」欄に記入すること。

(所用)

特殊文書等収配簿

No. 年月日受取							文書主任印		
受領時刻	速達	種別	番号	受信者	発信者	主務課名	受領者印	配布時刻	備考

- (備考) 本庁用の特殊文書等収配簿の備考に準ずること。

附 則

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。

企業局

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第17号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2中 「下伊那郡阿智村浪合1031番地
下伊那郡泰阜村3296番地5」 を

「下伊那郡阿智村浪合1337番地2
下伊那郡泰阜村3440番地10」 に改め、同2の備考中「平

成23年4月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第18号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「会計管理者」 を

「職員キャリア開発センター所長
会計管理者」 に、

「職員キャリア開発センター所長」 を

「国際担当部長」 に、「伊那保健福祉事務所長」を「諏訪保健福祉事務所長」に、「松本保健福祉事務所長」を「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に、

「福祉大学校長」 を

「福祉大学校長
精神保健福祉センター所長」 に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第2条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「こども・若者担当部長」を「国

際担当部長 こども・若者担当部長」に、「林務参事 リニア整備推進局長」を「リニア整備推進局長」に、「の次長」を「の次長 森林政策課の補助金不適正受給問題担当の企画幹」に、

「 技術専門校 校長 」

を

「 南信工科短期大学校 副校長 事務局長
技術専門校 校長 」

に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中

「 本庁の部長 」 を

「 本庁の部長
職員キャリア開発センター所長 」 に、

「 職員キャリア開発センター所長 」 を

「 国際担当部長 」 に、「伊那保健福祉事務所長」を「諏訪保健福祉事務所長」に、「松本保健福祉事務所長」を「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に、

「 福祉大学校長 」 を

「 福祉大学校長
精神保健福祉センター所長 」 に、「、松本保健福祉事務所長」を「及び松本保健福祉事務所長」に、「精神保健福祉センター所長」を

「 食肉衛生検査所長 」 を

「 食肉衛生検査所長 」 に、

「 企画幹 」 を

「 企画幹
火山防災幹
こども支援幹 」 に、

「 地方事務所の農政課長以外の課長 」 を

「 地方事務所の農政課長以外の課長
広域連携推進幹 」 に改め、「工科短期大

学校」の次に「及び南信工科短期大学校」を加え、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中

「 体育センター所長
県立歴史館副館長 」 を

「 体育センター所長 」 に、

「生涯学習推進センター所長」を
「生涯学習推進センター所長 県立歴史館副館長」に改め、同表のイ中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同表のウ中「総括情報官 暴力団排除対策官」を
「総括情報官」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第19号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

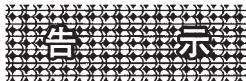
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「長野県農業会議」を「一般社団法人長野県農業会議」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県人事委員会告示第1号

職員の任用に関する細則（昭和34年長野県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

第2条の見出しを「(名簿)」に改め、同条中「基き」を「より」に、「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第5条の見出し及び同条中「任用候補者の提示請求」を「採用候補者又は昇任候補者の提示請求」に改め、同条第1号中「第16条第1項」を「第16条」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「採用・昇任候補者提示請求書」を「採用・昇任候補者提示請求書」に改め、同条第2号中「から第19条まで」を「及び第19条」に、「提示（通知）する」を「提示する」に、「採用候補者提示（通知）書」を「採用候補者提示書」に、「昇任候補者提示（通知）書」を「昇任候補者提示書」に改める。

第6条第1項中「又は第25条第4号」を削り、「つど」を「都度」に、「任用（採用・昇任）候補者選考請求書」を「採用・昇任候補者選考請求書」に改め、同条第2項ただし書きを削り、同項第1号中「及び写真」を削り、同項第3号中「又は第25条第2号」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

「
様式第1号中 年 度 任 用 (採 用) 候 补 者 名 簿 を 年 度 採 用 昇 任 候 补 者 名 簿 に 改 め る。
」

様式第2号中「殿」を「様」に、

「

職	名 称	級 職	の 級職	数
---	-----	-----	------	---

」を

「

職	名 称	数
職 务 の 級		

」に改め、同様

式の注の2を次のように改める。

2 職務の級欄には、一般職の職員の給与に関する条例別表第4、長野県学校職員の給与に関する条例別表第6又は長野県警察職員の給与に関する条例別表第4に掲げる職務の級により、任用しようとする職務の級を記入すること。ただし、警察官にあっては、その必要がないこと。